

雄武町地域おこし協力隊 募集要項

フリーミッション推進員

募集するプチ



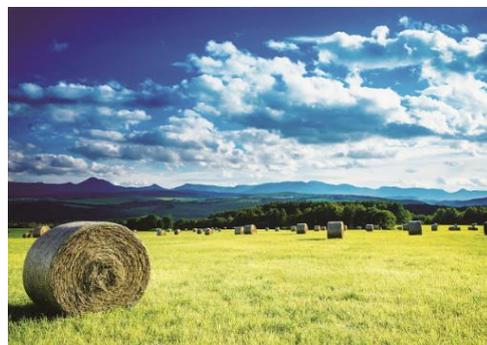
雄武町公認
キャラクター
「いくらすじ子」

雄武町^{おうむちょう}は北海道北東部、日本の最北端「宗谷岬^{そうや}」を有する^{わかかないし}稚内市から「知床世界自然遺産」で有名な斜里町^{しやり}に続くオホーツク海沿岸のほぼ中間地点に位置する人口約4,000人の小さな町です。冬には流氷が訪れるオホーツク海に面し、35kmに及ぶ海岸線には4つの漁港を有し、南西に伸びる大地には緑輝く牧草地が一面に広がり、その背後には原生林が残る北見山脈が連なっています。



こうした地理的条件から農林水産業が地域経済の根幹を成し、毛ガニ、サケ、ホタテなどの「海の恵み」、広大な森林資源と酪農畜産業などの「山の恵み」、これらの産業に携わる「人の恵み」が町の宝であり、「海・山・人 ひびきあう町」をキャッチコピーとしてまちづくりを進めています。

しかしながら、大都市圏への人口集中が進み、平成の大合併の際には自主自立を選択した雄武町が「確かな地域力」を発揮し、「安心して暮らせる町」であり続けるためには、自然や産業などの地域資源を一層活用し、絶えず時代が求める変革と創造に挑み続けることが不可欠です。



このため雄武町では、地域活性化に意欲のある都市地域等の人材を確保し、地域力の維持向上を図るため、地域住民とともにまちづくりを進める「地域おこし協力隊員」を募集します。

1 募集概要

本町では、“外”からの目線を活かした柔軟な発想と、自身の持つ技術・経験・人脈を掛け合わせた地域活性化に取り組む人材を募集します。

2 活動業務

適性・スキルに応じて、以下の業務をお任せします。

- ① これまでの就労、趣味等で培った技術、経験、人脈等を活用した地域協力活動
 - ※「地域協力活動」について本町では、次のように定義しています。
 - (1) 農林水産業の振興に関する活動
 - (2) 商工観光業の振興に関する活動
 - (3) 移住及び定住の促進に関する活動
 - (4) 地域資源の発掘及び地域振興に関する活動
 - (5) 地域の情報発信に関する活動
 - (6) 地域住民の生活支援に関する活動
 - (7) 地域行事への参加及び活性化に関する活動
 - (8) その他町長が必要と認める地域おこし活動
- ② その他、地域活動への参加・協力 など

～協力隊活動の大まかな流れ～

- ・ 1年目 勤務する担当職員等と相談しながら、活動を進めていただきます。
(雄武町・近隣市町村の地域おこし協力隊との交流・連携も併せて行います)
- ・ 2年目 1年目の業務経験を活かし、引き続き、活動を進めていただきます。
- ・ 3年目 活動を行いながら、2年間の業務経験を踏まえて、事業の幅を広げ、将来に向けた事業展開を進めていただきます。(協力隊任期終了後の次のステップに向けた準備(起業等)も併せて進めていきます)

※雄武町では、地域おこし協力隊3年目の隊員及び任期終了後1年未満の隊員OBを対象とした「雄武町地域おこし協力隊起業支援補助金」制度を実施しています。(最大100万円)

3 募集人数

1名

4 応募条件

次の条件をすべて満たしている方とします。

- ① 次のアからエの要件のいずれかに該当する方
 - ア 申込時点で、三大都市圏、政令指定都市、県庁所在地、中核市等(過疎・山村・離島・半島地域以外の都市地域)に住民票を有し、採用決定後、雄武町に住民登録し居住でき

る方

○参考：北海道内で地域要件を満たす市町村（※：一部地域を除く）

札幌市、旭川市*、室蘭市、帯広市、北見市*、岩見沢市*、網走市、苫小牧市、江別市、千歳市、滝川市、登別市、恵庭市、伊達市*、北広島市、石狩市*、当別町、倶知安町、南幌町、東神楽町、東川町、音更町、土幌町、芽室町、中札内村、幕別町*、釧路町*、中標津町

イ これまで地域おこし協力隊として2年以上活動し、かつ、解嘱から1年以内の方

ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下、「JETプログラム」という。）参加者として

2年以上活動し、かつ、JETプログラム終了から1年以内の方

エ 海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方

※アの詳細は、総務省の「特別交付税措置に係る地域要件確認表」でお住まいの自治体を検索ください。

・「都市地域」の場合 ⇒ 要件を満たしています。

・「一部条件不利地域」の場合

⇒ お住まいの地域が条件不利地域外であれば要件を満たしています。

条件不利地域の該当・非該当はお住まいの市区町村にお問い合わせください。

② 基本的なパソコン操作（文書作成・表計算など）が行える方

③ コミュニケーション能力に自信があり、積極的に地域と協力しながら地域おこし活動に取り組み、協力隊としての任用期間終了後、雄武町内で起業又は就業し、定住する意思のある方

④ 心身ともに健康な方

⑤ 普通自動車免許（AT 限定可）を取得している方で、実際に運転のできる方

⑥ 地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当しない方

※地方公務員法第 16 条抜粋

（欠格条項）

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 活動地域

雄武町全域（事務所は、雄武町役場）

6 雇用形態及び任用期間

① 雄武町会計年度任用職員（フルタイム）として、雄武町長が任用します。

② 任用期間は、令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。

※活動意欲や活動実績等により、採用の日から採用年度の年度末までを一区切りとし、最長 36 か月を超えない範囲で会計年度ごとに任用します。

※身分が雄武町職員となりますので、地方公務員法が適用されます。

7 給与等

- ① 月額給与 242,000 円

※社会保険料、雇用保険料等の本人負担分が、上記金額から差し引かれます。

- ② 期末手当・勤勉手当 あり（6月・12月）

※雄武町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例に準じて支給します。

8 勤務時間等

- ① 週5日（月曜日～金曜日 1日7時間45分、週38時間45分）

- ② 休日は、土曜日、日曜日、祝日、年末年始

- ③ 業務内容等によっては、時間外や休日に勤務することがあります。

- ④ 勤務場所：雄武町役場

9 福利厚生等

- ① 共済組合、厚生年金、雇用保険に加入します。

※採用の日から12か月経過後、退職手当組合に加入します。

- ② 任用期間中の住居は、町が用意します。

家賃、光熱水費、通信費等は隊員の負担とします。

※町が用意する住居へのインターネット回線使用料は町が負担します。

※光熱水費に係る補助制度あり（年間17万円）

※ペット飼育不可

- ③ 赴任時の移転料を、町の規定に基づき支給します。

- ④ 生活用具及び備品は自己負担です。

- ⑤ 活動業務に必要な消耗品、用具備品等は、町が認める範囲内で支給・購入します。

- ⑥ 活動業務に必要な車両は、町が用意します。

- ⑦ 活動業務に必要とする研修や資格取得に係る経費は、町の規定に基づき、予算の範囲内で支給します。

- ⑧ 休暇は、年次有給休暇、忌引休暇、病気休暇、夏季休暇などがあります。

- ⑨ 業務上の災害については、北海道市町村総合事務組合に加入の上、補償を行います。

※採用の日から12か月経過後は、地方公務員災害補償基金による補償を行います。

10 守秘義務等

- ① 守秘義務 職務上知り得た秘密を漏らしてはいけません。退職後も同様です。

- ② 交通事故等 交通事故及び交通法令違反をした場合は、処分の対象となります。

- ③ その他義務 上記のほか、任期中は次の義務を負います。

法令等及び職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等への禁止、など

- ④ 取り消し 心身の故障等により、職務が遂行できない場合に任用を取り消されることが

あります。任期満了の場合は、通知されることなく解職となります。

11 留意事項

本事業は令和8年度当初予算要求に基づいて行うものであるため、成立した予算内容に応じて、募集内容等の変更の可能性があることを留意願います。